

# 2. 評価方法

## 行政評価

### 【考え方】

本計画は、まちづくりの中長期的な方向性を示すとともに、具体的な施策や事業を計画的に推進していくための指針です。

計画の実効性を確保するためには、取組状況を定期的に点検・評価し、その結果を踏まえて必要な見直しや改善を行うことが重要となります。

このため、本市では行政評価制度を活用し、効果的・効率的な行財政運営に取り組みます。

### 【行政評価の実施】

行政評価は、計画に掲げる施策及び事業の進捗状況や成果を把握し、総合計画の着実な推進と市政運営の透明性の向上を目的として実施します。

評価は、施策評価と事務事業評価の2段階で行い、これらの評価結果を通じて、総合計画の進行管理に活用するとともに、施策・事業の見直しや改善等を行います。

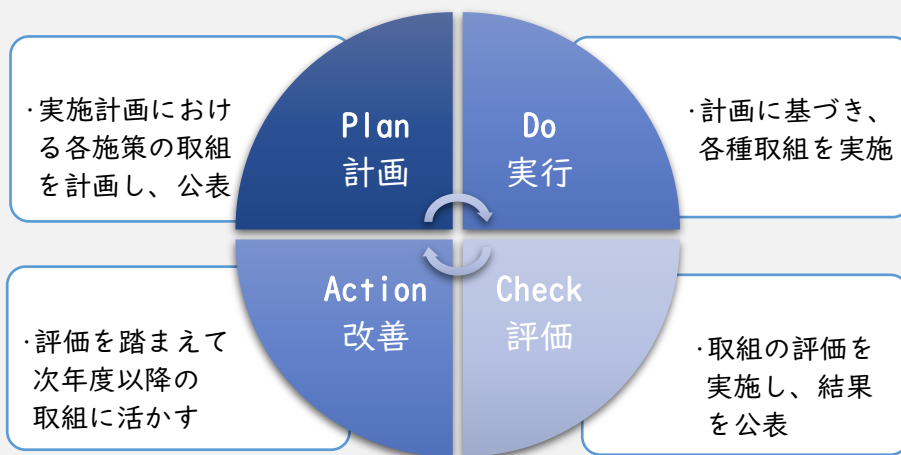
**<施策評価>** 施策全体の成果や効果を総合的に検証し、その結果を翌年度以降の予算及び施策等の実施に最大限反映させるものとします。

**<事務事業評価>** 各事業の実施状況や成果・活動指標の進捗を点検し、その結果を翌年度以降の予算及び事業計画等に最大限反映させるものとします。

### 【評価結果の公表】

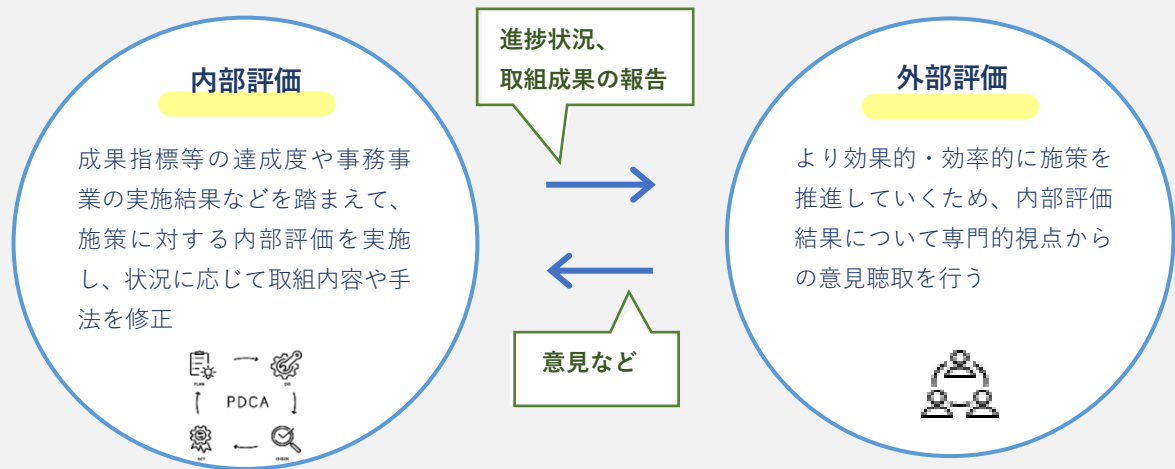
行政評価の結果は、市民に対してわかりやすく公表します。

このことにより、市政運営の透明性と説明責任を確保し、市民と行政が計画の進捗を共有しながら、ともにまちづくりを進める仕組みを構築します。



## 【手法】

施策の推進方法やより良い成果を得るための方法などについて、内部・外部の視点により検証しながら、進行管理を実施していきます。



内部評価として、第七次甲府市総合計画を効果的・効率的に推進するため、特別職や部局長等を構成員とした内部組織を中心とする全庁的な連携のもと、PDCAサイクル\*に基づき、進行管理を行います。

また、外部評価として、外部有識者により構成された協議会等において、進捗状況や取組成果について報告を行うとともに、市の取組に対して意見を求めます。

併せて、市民に対してアンケート調査を実施し、各施策への市民傾向などを調査し、計画推進の参考とします。